

広島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十六年二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市環状線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市上平良字河野原二〇二番四地先から廿日市市上平良字河野原一七三三番一地先まで	新	旧	〇 一〇・七〇 〽 一八・〇〇	一三三・五〇	幅員減少
	旧	新	〇 一一・五〇 〽 二二・八〇	一三三・五〇	
廿日市市上平良字大原九八五番一地先から廿日市市上平良字大原九四六番四地先まで	新	旧	〇 一一・〇〇 〽 二〇・〇〇	六〇・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少
	旧	新	〇 一九・五〇 〽 二二・〇〇	六〇・〇〇	